

昭和二十五年法律第二百四号

保護司法

(保護司の使命)

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

(設置区域及び定数)

第二条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

(推薦及び委嘱)

第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 三 生活が安定していること。
- 四 健康で活動力を有すること。

2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。

3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

(保護司選考会)

第五条 保護観察所に、保護司選考会を置く。

2 保護司選考会は、委員十三人（東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所に置かれる保護司選考会にあつては、十五人）以内をもつて組織し、うち一人を会長とする。

3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。

4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手續については、法務省令で定める。

第六条 削除

(任期)

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(服務)

第九条 保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

第十条 削除

(費用の支給)

第十一条 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解嘱)

第十二条 法務大臣は、保護司が第四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

2 法務大臣は、保護司が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、保護観察所の長の申出に基づいて、これを解嘱することができる。

一 第三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、第四条第一号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(保護司会)

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整

二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等)に関し必要な事項の省令(への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(表彰)

第十六条 法務大臣は、職務上特に功労がある保護司、保護司会及び保護司会連合会を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(省令への委任)

第十八条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三三号)の施行の日から施行する。
 3 他の法令中「司法保護委員」とあるのは、「保護司」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
 附 則 (昭和四十七年七月一日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成一〇年五月二〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
 附 則 (平成二一年二月八日法律第二五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
 (経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
 一から二十五まで 略

附 則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年六月二五日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月二四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百一十一条、第四百三十二条、第四百四十九条、第五百五十二条、第五百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)、及び第六百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日

平成十三年法務省令第十五号

保護司の選考に関する規則

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十八条の規定に基づき、保護司の選考に関する規則の全部を改正する命令を次のように定める。

保護司の選考に関する規則の全部を改正する命令
保護司の選考に関する規則（昭和二十五年中央更生保護委員会規則第一号）の全部を次のように改正する。

（保護司選考会の設置等）

第一条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により保護観察所に置かれる保護司選考会（以下「選考会」という。）の名称及び選考地域は、別表のとおりとする。

（所掌事務）

第二条 選考会は、法第三条第四項及び第十二条第三項の規定により保護観察所の長の諮問に応じ、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べる。

2 選考会は、前項のほか、保護区及び保護司の定数、保護司の人材確保その他保護司活動の充実強化に関し、保護観察所の長の諮問に応じて意見を述べることができる。

（委員）

第三条 選考会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、法務大臣が委嘱する。

- 一 地方裁判所長
 - 二 家庭裁判所長
 - 三 検事正
 - 四 弁護士会長
 - 五 矯正施設の長の代表
 - 六 保護司代表
 - 七 都道府県公安委員会委員長
 - 八 都道府県教育委員会教育長
 - 九 地方社会福祉審議会委員長
 - 十 地方労働審議会会長
 - 十一 学識経験者
- 2 前項第十一号に掲げる者である委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 選考会の会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、選考会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 会長は、保護司の委嘱又は解嘱につき諮問を受けたときは、速やかに委員を招集して会議を開催し、意見を答申しなければならない。

第六条 選考会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 選考会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第七条 選考会の議事については、議事録を作り、出席した会長及び委員二人以上が確認し、その氏名を記載しなければならない。

（会議の開催が困難である場合の特例）

第七条の二 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により第五条の会議の開催が困難であると認められる場合には、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により、選考会の議事について意見を求めることをもつて同条の会議の開催に代えることができる。

2 前項の場合において、委員の過半数から書面又はこれに代わる電磁的記録により意見の提出があつたときは、第六条の規定にかかわらず、選考会の議事は、意見を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の議事についての前条の規定の適用については、同条中「出席した会長及び委員二人以上」とあるのは「会長」とする。

（庶務）

第八条 選考会の庶務は、保護観察所企画調整課において処理する。

第九条 選考会に幹事一人を置く。

2 幹事は、保護観察所の企画調整課長をもつて充て、会長の命を受けて庶務に従事する。

（推薦手続）

第十条 法第三条第三項に規定する保護司の推薦は、別に定めるところにより保護観察所の長が保護司候補者推薦名簿を作成し、地方更生保護委員会を経由して、法務大臣に提出して行うものとする。

（欠格事項）

第十条の二 法第四条第三号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により保護司の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（解嘱手続）

第十一条 法第十二条第二項の規定による解嘱については、第十条を準用する。

附則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、保護司の選考に関する規則（平成十三年法務省令第十五号）となるものとする。

附則（平成二十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年三月三〇日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

附則（平成二十三年九月二七日法務省令第六九号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三〇日法務省令第二三三号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日法務省令第八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項の規定により、同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十二条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期が満了するまでの間において、当該委員長を保護司選考会の委員に委嘱する場合は、この省令による改正前の保護司の選考に関する規則第三条第一項第八号の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和元年九月九日法務省令第三一号）

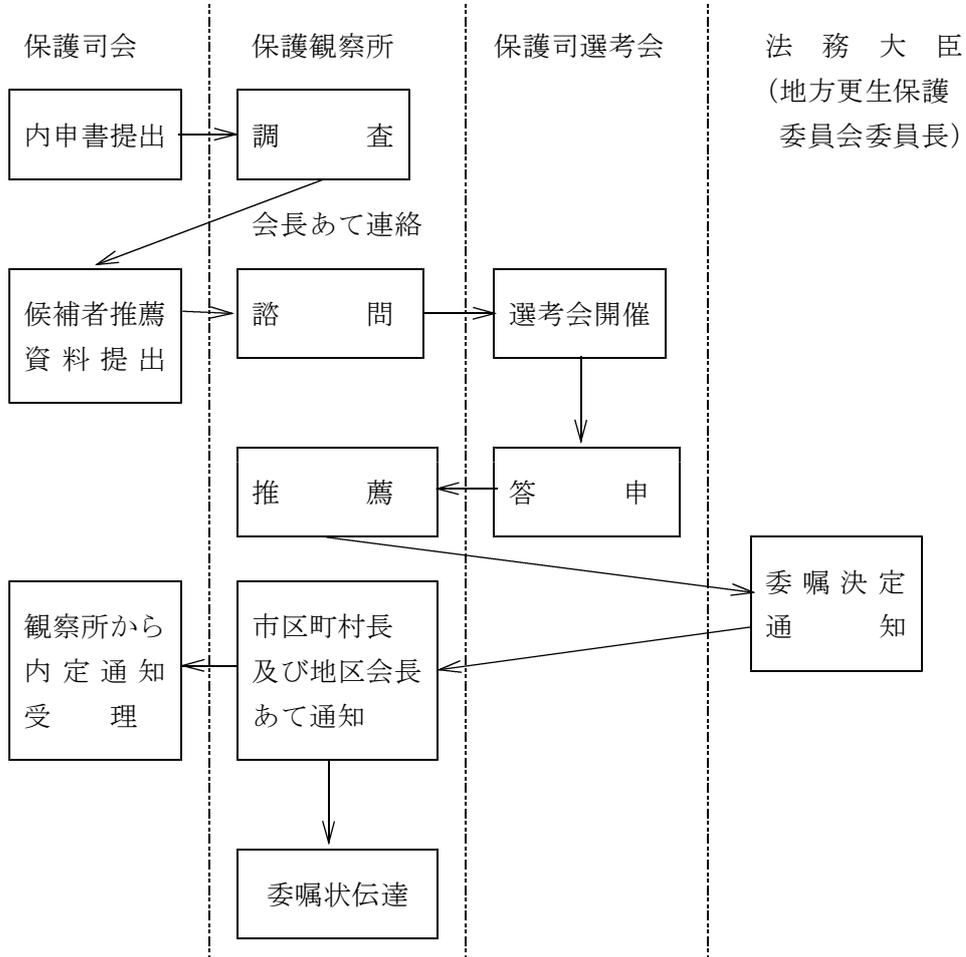
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
 附則（令和二年四月二十八日法務省令第三五号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附則（令和三年三月三十一日法務省令第一七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

別表（第一条関係）

保護観察所	名称	選考地域
札幌保護観察所	札幌保護司選考会	札幌地方裁判所管内
函館保護観察所	函館保護司選考会	函館地方裁判所管内
旭川保護観察所	旭川保護司選考会	旭川地方裁判所管内
釧路保護観察所	釧路保護司選考会	釧路地方裁判所管内
青森保護観察所	青森保護司選考会	青森地方裁判所管内
盛岡保護観察所	盛岡保護司選考会	盛岡地方裁判所管内
仙台保護観察所	仙台保護司選考会	仙台地方裁判所管内
秋田保護観察所	秋田保護司選考会	秋田地方裁判所管内
山形保護観察所	山形保護司選考会	山形地方裁判所管内
福島保護観察所	福島保護司選考会	福島地方裁判所管内
水戸保護観察所	水戸保護司選考会	水戸地方裁判所管内
宇都宮保護観察所	宇都宮保護司選考会	宇都宮地方裁判所管内
前橋保護観察所	前橋保護司選考会	前橋地方裁判所管内
さいたま保護観察所	さいたま保護司選考会	さいたま地方裁判所管内
千葉保護観察所	千葉保護司選考会	千葉地方裁判所管内
東京保護観察所	東京保護司選考会	東京地方裁判所管内
横浜保護観察所	横浜保護司選考会	横浜地方裁判所管内
新潟保護観察所	新潟保護司選考会	新潟地方裁判所管内
甲府保護観察所	甲府保護司選考会	甲府地方裁判所管内
長野保護観察所	長野保護司選考会	長野地方裁判所管内
静岡保護観察所	静岡保護司選考会	静岡地方裁判所管内
富山保護観察所	富山保護司選考会	富山地方裁判所管内
金沢保護観察所	金沢保護司選考会	金沢地方裁判所管内
福井保護観察所	福井保護司選考会	福井地方裁判所管内
岐阜保護観察所	岐阜保護司選考会	岐阜地方裁判所管内
名古屋保護観察所	名古屋保護司選考会	名古屋地方裁判所管内
津保護観察所	津保護司選考会	津地方裁判所管内
大津保護観察所	大津保護司選考会	大津地方裁判所管内
京都保護観察所	京都保護司選考会	京都地方裁判所管内
大阪保護観察所	大阪保護司選考会	大阪地方裁判所管内
神戸保護観察所	神戸保護司選考会	神戸地方裁判所管内
奈良保護観察所	奈良保護司選考会	奈良地方裁判所管内
和歌山保護観察所	和歌山保護司選考会	和歌山地方裁判所管内
鳥取保護観察所	鳥取保護司選考会	鳥取地方裁判所管内
松江保護観察所	松江保護司選考会	松江地方裁判所管内
岡山保護観察所	岡山保護司選考会	岡山地方裁判所管内

広島保護観察所	広島保護司選考会	広島地方裁判所管内
山口保護観察所	山口保護司選考会	山口地方裁判所管内
徳島保護観察所	徳島保護司選考会	徳島地方裁判所管内
高松保護観察所	高松保護司選考会	高松地方裁判所管内
松山保護観察所	松山保護司選考会	松山地方裁判所管内
高知保護観察所	高知保護司選考会	高知地方裁判所管内
福岡保護観察所	福岡保護司選考会	福岡地方裁判所管内
佐賀保護観察所	佐賀保護司選考会	佐賀地方裁判所管内
長崎保護観察所	長崎保護司選考会	長崎地方裁判所管内
熊本保護観察所	熊本保護司選考会	熊本地方裁判所管内
大分保護観察所	大分保護司選考会	大分地方裁判所管内
宮崎保護観察所	宮崎保護司選考会	宮崎地方裁判所管内
鹿児島保護観察所	鹿児島保護司選考会	鹿児島地方裁判所管内
那覇保護観察所	那覇保護司選考会	那覇地方裁判所管内

新任保護司推薦手続の流れ



昭和二十九年法務省令第四十七号

保護司実費弁償金支給規則

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基き、保護司実費弁償金支給規則を次のように定める。

（この規則の趣旨）

第一条 保護司法第十一条第二項の規定により、保護司に支給すべき費用については、この規則の定めるところによる。

（補導費）

第二条 保護司が保護観察を担当したときは、担当事件一件につき一箇月七千六百六十円以内の費用を支給する。

（生活環境調整費）

第三条 保護司が保護観察所長から生活環境の調整又は保護観察に関する調査（以下「生活環境調整等」という。）を命ぜられ、その結果を報告したときは、一件につき三千四百四十円以内の費用を支給する。ただし、生活環境調整等の場所が保護司の居住地から片道八キロメートル以上の場合には、これに要した旅行実費を支給する。

（特殊事務処理費）

第四条 保護司が保護観察所長から裁判所、検察庁等との連絡その他特殊の事務を処理するものとしてあらかじめ指名を受け、その事務を処理したときは、一日六千六百円以内の費用を支給する。

（その他の費用）

第五条 保護司が前三条に掲げる職務以外の職務を行う場合においても、保護観察所長が必要と認めこれを命じたときは、その職務を行うために要する実費を支給することができる。

（旅行実費の算出）

第六条 第三条及び前条の旅行実費の算出については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の規定により行うものとし、職務の級については、一般職の職員（給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による二級から五級までの間において、各保護司につき、別に法務大臣が定める職務の級にあるものとして計算する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

2 補導諸費支給規則（昭和二十七年中央更生保護委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則（昭和二年六月一日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和三年四月二日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四年四月四日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五年四月六日法務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和六年五月二日法務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和七年三月二八日法務省令第二一号）

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和八年三月三一日法務省令第三五号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和九年三月三一日法務省令第四九号）

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法務省令第一一号）

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年四月五日法務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四二年四月一日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年五月三一日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四三年四月二二日法務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年四月一八日法務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年四月二七日法務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年三月三一日法務省令第一六号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日法務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年四月二二日法務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年四月二一日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年四月二二日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五一年六月二二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条、第三条及び第六条の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年五月九日法務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年四月一九日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び第四条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年四月一七日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条、第三条及び第四条の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年四月五日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年四月二一日法務省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年四月一六日法務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年四月一七日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年四月一七日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年四月一七日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年四月一七日法務省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六〇年四月二三日法務省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六一年一月一四日法務省令第三号)

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十年十二月二十一日から適用する。

2 改正後の第六条中「一般職の職員の給与等に関する法律」とあるのは、昭和六十年十二月三十一日までの間は、「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

附 則 (昭和六一年四月一〇日法務省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六二年五月二日法務省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六三年五月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成元年六月五日法務省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則 (平成二年六月八日法務省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則 (平成三年四月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則 (平成四年四月一〇日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則 (平成五年四月一日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則 (平成七年三月三〇日法務省令第二七号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成六年九月一日から適用する。

附 則 (平成八年五月二一日法務省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則 (平成九年四月一日法務省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則 (平成一一年三月三〇日法務省令第二七号)

この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二八日法務省令第一八号)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一七日法務省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 (平成一四年四月一〇日法務省令第三二二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令第四四号)

この省令は、平成一八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二七日法務省令第三二二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年四月一日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日法務省令第四二二号)

この省令は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月二二日法務省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二五年五月一六日法務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月三〇日法務省令第三八号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

昭和四十八年法務省令第二十二号

保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則
 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)第十四条の規定に基づき、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則を次のように定める。

(この規則の趣旨)

第一条 保護司法(以下「法」という。)第二条に規定する保護区及び保護区ごとの保護司の定数については、この規則の定めるところによる。

(権限の委任)

第二条 次の各号に掲げる法務大臣の権限は、法第二条第四項の規定に基づき、その保護区の区域を管轄する地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)に委任する。

- 一 法第二条第一項の規定による保護区を定める権限
- 二 法第二条第三項の規定による保護区ごとの保護司の定数を定める権限

(保護区の区域)

第三条 保護区の区域は、特別の事情がないかぎり、一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域をもつて定めるものとする。この場合において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十第一項の規定による指定都市の区又は同法第二百五十二条の二十第一項の規定による指定都市の総合区は、市とみなす。

(地方委員会ごとの保護司の定数)

第四条 地方委員会は、保護区ごとの保護司の定数を定めるにあつては、別表上欄に掲げる地方委員会ごとと同表下欄に掲げる保護司の定数をこえないものとする。

2 別表上欄に掲げる地方委員会は、別表下欄に掲げる保護司の定数を変更する必要があると認めるときは、法務大臣に対し、書面をもつてその旨を申し出るものとする。

(保護観察所の長の申出)

第五条 保護観察所の長は、その管轄区域内の保護区又は保護区ごとの保護司の定数を変更する必要があると認めるときは、地方委員会に対し、書面をもつてその旨を申し出るものとする。

(地方委員会の決定)

第六条 地方委員会は、前条の申出があつた場合には、保護区又は保護区ごとの保護司の定数を変更するかどうかの決定をしなければならない。

2 地方委員会は、前条の申出がない場合においても、特に必要があると認めるときは、前項の決定をすることができる。この場合には、その保護区の区域を管轄する保護観察所の長の意見を聞かなければならない。

(決定の通知)

第七条 地方委員会は、前条の規定により決定をしたときは、その保護区の区域を管轄する保護観察所の長に対し、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

(報告)

第八条 地方委員会は、毎年一月に、法務大臣に対し、前年におけるその管轄区域内の保護区及び保護区ごとの保護司の定数の変更の状況を書面をもつて報告しなければならない。

附 則

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定により地方委員会が保護区及び保護区ごとの保護司の定数を定めるために必要な行為は、この省令の規定の例により、この省令の施行前に行なうものとする。

附 則 (平成二年九月一八日法務省令第三五号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令第四五号)

1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の日において、管轄区域内に現に置かれている保護司の数が、別表に定められた数を超える地方委員会においては、この省令の施行の日から五年以内に、保護司の数を同定数の範囲内には正するものとする。

附 則 (平成一九年一月八日法務省令第六三号)

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日法務省令第三〇号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

別表

地方委員会	保護司の定数
北海道地方更生保護委員会	三、五六〇
東北地方更生保護委員会	四、四九五
関東地方更生保護委員会	一六、二八五
中部地方更生保護委員会	五、五三五
近畿地方更生保護委員会	八、五六五
中国地方更生保護委員会	四、一三〇
四国地方更生保護委員会	二、五〇〇
九州地方更生保護委員会	七、四三〇

平成十一年法務省令第二号

保護司会及び保護司会連合会に関する規則

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第八條の二第四号、第十三條第二項第四号、第十四條第二項第四号、第十五條及び第十八條の規定に基づき、保護司会及び保護司会連合会に関する規則を次のように定める。

（保護司の従事する事務）

- 第一条** 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第八條の二第四号に規定する法務省令で定める活動は、次のとおりとする。
- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動
 - 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、教育、医療又は福祉に関する公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
 - 三 犯罪の予防を図るために、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
 - 四 犯罪の予防に寄与する公私の団体又は機関（地方公共団体を除く。）の施策又は活動への協力
 - 五 犯罪の予防に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

（計画の承認）

第二条 保護司会は、法第八條の二及び第十三條第二項第一号の規定に基づき、計画を策定し、これを保護観察所の長に提出して、保護司がその計画に定める事務を職務として行うことの承認を得ることができる。

- 2 前項の承認の申請は、保護司が従事する事務の内容を記載した書面により行うものとする。
- 3 保護観察所の長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る計画に定められた事務が次の各号に適合すると認めるときは、速やかにその承認をするものとする。
 - 一 法第八條の二各号の一又は二以上に該当するものであって当該保護観察所の所掌に属する事務であること。
 - 二 その地域の実情に照らしてふさわしいものであること。
 - 三 保護司に過重な負担を課するものでないこと。

（実施結果の報告）

第三条 保護司会は、前条の承認を得た計画を実施したときは、保護観察所の長にその結果について報告しなければならない。

（保護司会の任務）

第四条 法第十三條第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づくものを除く。）。

（保護司会の会則）

第五条 保護司会は、会則を定めなければならない。

2 保護司会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 会員に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 会議に関する事項
- 六 会計に関する事項

七 会則の変更に関する事項

（会則の届出）

第六条 保護司会は、会則を定め、又は変更したときは、速やかに保護観察所の長に届け出なければならない。

（保護司会の名称）

第七条 保護司会の名称は、当該保護司会が所在する保護区の名称を冠する。

（保護司会の役員）

第八条 保護司は、その置かれた保護区に組織される保護司会の役員となる。

（保護司会の役員）

第九条 保護司会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、保護司会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会則の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

（報告又は資料の提出）

第十条 地方更生保護委員会又は保護観察所の長は、保護司会の適正な運営を確保するため、当該保護司会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第十一条 地方更生保護委員会又は保護観察所の長は、保護司会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該保護司会に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 保護観察所の長は、前項の勧告をする際には、あらかじめ地方更生保護委員会の意見を聞かなければならない。

（保護司会連合会の区域）

第十二條 法第十四條第一項ただし書に規定する北海道において保護司会連合会を組織する区域は、保護観察所の管轄区域とする。

（保護司会連合会の任務）

第十三條 法第十四條第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づくものを除く。）。

（保護司会連合会の名称）

第十四條 保護司会連合会の名称は、当該保護司会連合会が所在する都道府県の名称を冠する。ただし、北海道にあっては、当該保護司会連合会が所在する区域を管轄する保護観察所の名称を冠する。

（保護司会連合会の役員）

第十五條 保護司会は、その所在する都道府県（北海道にあっては、保護観察所の管轄区域とする。）に組織される保護司会連合会の役員となる。

（保護司会に関する規定の準用）

第十六條 第五條、第六條及び第九條から第十一条までの規定は、保護司会連合会に準用する。

附則

この省令は、保護司法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十一号）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年四月二三日法務省令第二十九号）

この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日法務省令第九号）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
